



平成 30 年 2 月 28 日

各 位

会社名 沖 電 線 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 来住 晶介  
(コード番号 5815 東証第一部)  
問合せ先 IR室長 内藤 雅英  
(TEL. 044-766-3171)

### 株式併合及び定款の一部変更に関する承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月 24 日付で公表しました「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「平成 30 年 1 月 24 日付当社プレスリリース」といいます。)にてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

その結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める東京証券取引所市場第一部における上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、平成 30 年 3 月 28 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 第 1 号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類  
普通株式

② 併合比率  
当社株式について、515,807 株を 1 株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数  
3,610,642 株

④ 効力発生前における発行済株式総数  
3,610,649 株

(注)「効力発生前における発行済株式総数」は、当社が平成 29 年 10 月 31 日に公表した「平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成 29 年 10 月 1 日付株式併合の効果を反映した平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 (3,899,087 株) から、当社が平成 30 年 1 月 24 日開催の取締役会において、平成 30 年 3 月 31 日付で消却を行う旨を決議した自己株式数 (288,438 株) を控除した株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数  
7 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数  
28 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、沖電気工業株式会社 (以下「沖電気工業」といいます。) 以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。) に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を沖電気工業に売却することを予定しております。

この場合の売却額については、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に沖電気工業が平成 29 年 11 月 1 日から平成 29 年 12 月 18 日までを公開買付期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付価格と同額である 3,650 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

## 2. 第 2 号議案 (定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、平成 30 年 1 月 24 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 28 株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 5 条 (発行可能株式総数) を変更するものであります。

② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 7 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため定款第 7 条 (単元株式数)、第 8 条 (単元未満株式の権利制限) 及び第 9 条 (単元未満株式の買増し) の全文を削

除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

- ③ 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は沖電気工業1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、定款第12条（基準日）を変更するものであります。

以上の各変更のうち、①及び②については、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である平成30年4月1日に効力が発生いたします。なお、③については、本臨時株主総会で第1号議案をご承認いただきましたので、平成30年2月28日に効力が発生しております。

### 3. 株式併合の日程

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| ① 本臨時株主総会開催日  | 平成30年2月28日（水）     |
| ② 整理銘柄指定日     | 平成30年2月28日（水）（予定） |
| ③ 最終売買日       | 平成30年3月27日（火）（予定） |
| ④ 上場廃止日       | 平成30年3月28日（水）（予定） |
| ⑤ 本株式併合の効力発生日 | 平成30年4月1日（日）（予定）  |

以 上